

訓令

埼玉県訓令第三号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。